

※ 宅地造成等規制法施行規則等の一部改正に関するパブリックコメント概要

(期間：令和5年2月13日(月)～3月14日(火))

令和5年2月
国土交通省都市局
農林水産省農村振興局
林野庁

**「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び
「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案」について**

1. 背景

令和4年5月27日に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）が公布されたところである。今般、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている規定を施行するため、宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「旧規則」という。）等の関係省令について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

I. 宅地造成等規制法施行規則の一部改正及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案関係

(1) 宅地造成等規制法施行規則の一部改正

① 改正法により、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の題名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）に改めるとともに、この法律における主務省令は、主務大臣である国土交通大臣及び農林水産大臣が共同で発する命令とすることとされた。これを受け、旧規則の題名を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改正するとともに、主務大臣による共同の命令とする。

② 宅地造成等規制法において、公共施設用地については規制の対象から除くこととされているところ、盛土規制法により、規制対象行為及び規制区域が拡大することに伴い、以下のとおり公共施設を追加する。

(i) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号。以下「整備政令」という。）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「改正令」という。）第2条中「砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設」として、以下の施設を定める。

- ア 雨水貯留浸透施設
- イ 農業用ため池
- ウ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設

(ii) 改正令第2条中「国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設」として、以下の施設を追加する。

- ア 廃棄物処理施設
- イ 営農飲雜用水施設、水産飲雜用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 急傾斜地崩壊防止施設

③ 盛土規制法により、都道府県は、おおむね5年ごとに、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査を行うものとすることとした（盛土規制法第4条第1項）。これを受け、「主務省令で定める事項」について、盛土規制法で規定する「宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況」に加え、以下のとおり定める。

- ア 土地の利用状況
- イ 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地
- ウ 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地における災害発生の危険性

④ 盛土規制法により、都道府県知事は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならないこととした（盛土規制法第4条第2項）。これを受け、基礎調査の結果の通知方法及び公表方法について、以下のとおり定める。

(i) 関係市町村への通知方法

基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行うこと。

(ii) 公表方法

以下の事項を平面図に明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。

- ア 宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地等区域
- イ 特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の

生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域

ウ 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に伴う災害で相当数の

居住者等に危害を生ずるもののが発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域

エ 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地

⑤ 盛土規制法により、宅地造成等工事規制区域（以下「宅造区域」という。）、特定盛土等規制区域（以下「特盛区域」という。）及び造成宅地防災区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、当該区域を公示することとした（盛土規制法第10条第4項、第26条第4項及び第45条第3項）。これを受け、以下ア～ウの1以上により宅造区域、特盛区域又は造成宅地防災区域を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことを定める。

ア 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番

イ 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向

ウ 平面図

⑥ 盛土規制法により、規制区域内における宅地造成等に関する工事の工事主は、当該工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならないこととした（盛土規制法第11条及び第29条）。これを受け、工事の内容を周辺住民に周知させるための措置の方法について、以下のいずれかによることを定める。

ア 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。

イ 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。

ウ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

エ ア～ウのほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

また、以下に掲げる場合においては、アを必須とすることとし、これに該当しない工事については、アのほか、イ～エの方法も選択できることとする。

- ・ 改正令第7条第2項第2号に規定する土地において高さが15mを超える盛土をする場合
- ・ 都道府県の判断により条例又は規則で定める場合

⑦ 盛土規制法による規制対象行為の拡大、工事の技術的基準の強化及び工事の許可基準の要件追加等に伴い、工事の許可申請に係る添付書類について以下のとおり定める。

(i) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請の添付書類

- ア 図面（現行の旧規則第4条第1項で求める図面に加え、崖面崩壊防止施設の設置基準を満たしているかを確認するための同施設の断面図及び背面図を新たに規定）
- イ アの図面のうち改正令第21条各号に掲げる措置に係るものを作成した者が改正令第22条に規定する資格を有する者であることを証する書類
- ウ 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにした写真
- エ 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
- オ 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - 一 登記事項証明書
 - 一 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- カ 資金計画書
- キ 盛土規制法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
- ク 盛土規制法第11条の規定に基づく住民への周知措置を講じたことを証する書類
- ケ ア～クの書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

また、改正令第7条第2項第2号に規定する土地において、高さが15mを超える盛土をしようとする者は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書を提出しなければならないこととする。

(ii) 土石の堆積に関する工事の許可申請の添付書類

- ア 図面（位置図、地形図、土石の堆積を行う土地の平面図・断面図を規定）
- イ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにした写真
- ウ 許可を受けようとする者が個人である場合は、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
- エ 許可を受けようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類
 - 一 登記事項証明書
 - 一 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- オ 資金計画書
- カ 盛土規制法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
- キ 盛土規制法第11条の規定に基づく住民への周知措置を講じたことを証する書類
- ク ア～キの書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

また、勾配が10分の1を超える土地で土石の堆積を行う場合に、堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じようとする者は、当該措置の内容を明らかにした書類及び図面（縮尺500分の1以上の平面図）を提出しなければならないこととともに、堆積した土石の周囲に空地及び柵等を設けない場合に、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講じようとする者は、当該措置の内容を明らかにした書類及び図面（縮尺500分の1以上の平面図）を提出しなければならないこととする。

特盛区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、盛土規制法第27条第1項の規定により届出をしようとする者又は第28条第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、届出書に、特定盛土等については（i）ア・ウ・エ・オ・ケに掲げる書類、土石の堆積については（ii）ア・イ・ウ・エ・クに掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこととする。

⑧ 盛土規制法により、宅造区域内において行われる宅地造成等に関する工事のうち、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事及び特盛区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、同法による届出又は許可を不要とすることとし、改正令において、同令で定める工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるものについては、同法による届出又は許可を不要とすることとした（盛土規制法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書及び第30条第1項ただし書）。これを受け、「主務省令で定めるもの」を以下のとおり定める。

（i）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

（ii）火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

（iii）家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

(iv) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

(v) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

(vi) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除染土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事

(vii) 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

(viii) 国、地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

- ア 地方住宅供給公社
- イ 土地開発公社
- ウ 日本下水道事業団
- エ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- オ 独立行政法人水資源機構
- カ 独立行政法人都市再生機構

(ix) 宅地造成又は特定盛土等（改正令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm（都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

(x) 土石の堆積に関する工事のうち、次に掲げるもの

- ア 改正令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えないもの
- イ 改正令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高

と堆積した土石の表面の標高との差が30cm（都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えないもの

ウ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

⑨ 盛土規制法により、都道府県知事は、規制区域内において宅地造成等に関する工事の許可をした（特盛区域内において届出を受理した）ときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表しなければならないこととした（盛土規制法第12条第4項、第27条第2項及び第30条第4項）。これを受け、公表方法及び公表事項について、以下のとおり定める。

(i) 公表方法

インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。また、盛土規制法で規定する公表事項である「宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地」は、当該土地の位置を表示した図面とともに公表すること。

(ii) 公表事項

公表事項について、盛土規制法で規定する「工事主の氏名又は名称」及び「宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地」に加え、以下のとおり定める。

- ア 工事の許可年月日（工事の届出年月日）及び許可番号
- イ 工事施行者の氏名又は名称
- ウ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- エ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- オ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- カ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

⑩ 改正令により、擁壁を代替する施設として「崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるもの）」を新たに規定した（改正令第6条）。また、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置する場合として「盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖面に擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるとき」を規定した（改正令第14条第1号）。これらを受け、主務省令で定める施設及び事象について以下のとおり定める。

(i) 崖面崩壊防止施設の定義

「鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設」

を規定する。

(ii) 擁壁の機能を損なう事象

- ア 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- イ 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- ウ その他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

⑪ 改正令により、「山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること」を新たに規定した（改正令第7条第2項第2号）。これを受け、主務省令で定める土地について、以下のとおり定める。

- ア 山間部にあって、河川の流水が継続して存する土地
- イ 山間部にあって、地形、草木の生茂の状況その他の状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地
- ウ ア・イの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

⑫ 盛土規制法により、新たに規制対象とすることとした土石の堆積に関する技術的基準について、以下のとおり定める。

(i) 堆積した土石の崩壊を防止するための措置

改正令第19条第1項第1号において、「堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと」とした。これを受け、主務省令で定める措置について以下のとおり定める。

- ・ 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるため構造物を設置する等の措置

(ii) 柵その他これに類するものの設置方法

改正令第19条第1項第4号において、「堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること」とした。これを受け、主務省令で定める設置方法について以下のとおり定める。

- ・ 工事の施行に係る土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けること

(iii) 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置

改正令第19条第2項において、「前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない」とこととした。これを受け、主務省令で定める措置について以下のとおり定める。

(1) 次に掲げるいずれかの措置

ア 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設 ((2)において「鋼矢板等」という。) を設置すること

イ 次に掲げる全ての措置

- ・ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の当該堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
- ・ 堆積した土石の土質等に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

(2) 鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

(13) 規制区域内における工事の計画の変更に際しての軽微な変更について、盛土規制法による規制対象行為の拡大及び工事の許可基準の要件追加等に伴い、以下のとおり定める。

(i) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

ア 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

(ii) 土石の堆積に関する工事

ア 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

(14) 盛土規制法により、規制区域内における宅地造成等に関する工事について、都道府県知事の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、都道府県知事の検査を申請しなければならないこととした（盛土規制法第17条第1項及び第4項並びに第36条第1項及び第4項）。また、中間検査についても同様に、特定工程に係る工事を終えたときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならないこととした（盛土規制法第18条第1項及び第37条第1項）。これを受け、完了検査・中間検査の申請期間及び中間

検査の申請方法について、以下のとおり定める。

(i) 完了検査・中間検査の申請期間

ア 完了検査：工事が完了した日から 4 日以内とする。

イ 中間検査：特定工程に係る工事を終えた日から 4 日以内とする。

(ii) 中間検査の申請方法

中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

⑯ 盛土規制法により、規制区域内における宅地造成等に関する工事について、都道府県知事の許可を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないこととした（盛土規制法第19条第1項及び第38条第1項）。これを受け、定期の報告方法、報告の期間及び報告の項目について、以下のとおり定める。

(i) 定期の報告方法

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにした写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

イ 土石の堆積に関する工事

報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(ii) 報告の期間

3ヶ月ごとにしなければならない。

(iii) 報告の項目

盛土規制法で規定する「工事の実施の状況」に加え、以下のとおり定める。

ア 工事の許可年月日及び許可番号

イ 前回の報告年月日

ウ 工事が施行される土地の所在地

また、盛土規制法で規定する「工事の実施の状況」の報告は、具体的に以下の事項について行うものとする。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

- 報告の時点における盛土又は切土の高さ

- ・ 報告の時点における盛土又は切土の面積
- ・ 報告の時点における盛土又は切土の土量
- ・ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況

(2) 土石の堆積に関する工事の場合

- ・ 報告の時点における土石の堆積の高さ
- ・ 報告の時点における土石の堆積の面積
- ・ 報告の時点において堆積されている土石の土量
- ・ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

⑯ 盛土規制法により、都道府県知事は、略式代執行を行ったときは、当該措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、工事主等又は土地所有者等に負担させることができることとした（盛土規制法第20条第6項及び第39条第6項）。これを受け、当該費用の負担方法について、以下のとおり定めることとする。

- ・ 都道府県知事は、盛土規制法第20条第6項（盛土規制法第23条第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

⑰ 盛土規制法により、規制区域内の指定の際、当該区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定のあった日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならないこととした（盛土規制法第21条第1項及び第40条第1項）。また、届出を受理した都道府県知事は、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならないこととした（盛土規制法第21条第2項及び第40条第2項）。これを受け、届出の方法及び届出事項の公表方法・公表事項について以下のとおり定める。

（i）届出の方法

ア 宅地造成又は特定盛土等（改正令第23条各号に掲げる規模のものに限る。）に関する工事

届出書に図面（位置図、地形図、盛土又は切土をしている土地の平面図）並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにした写真その他の書類を添付しなければならない。

イ 土石の堆積（改正令第25条第2項各号に掲げる規模のものに限る。）に関する工事
届出書に図面（位置図、地形図、土石の堆積を行っている土地の平面図）並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにした写真その他の書類を添付しなければならない。

(ii) 公表方法

インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。また、盛土規制法で規定する公表事項である「宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地」は、当該土地の位置を表示した図面とともに公表すること。

(iii) 公表事項

公表事項について、盛土規制法で規定する「工事主の氏名又は名称」及び「宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地」に加え、以下のとおり定める。

ア 工事の届出年月日

イ 工事施行者の氏名又は名称

ウ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日

エ 盛土若しくは切土の高さ又は堆積している土石の最大堆積高さ

オ 盛土若しくは切土をしている又は土石を堆積している土地の面積

カ 盛土若しくは切土の土量又は堆積している土石の最大堆積土量

⑯ 盛土規制法により、規制区域内における宅地造成等に関する工事の許可を受け、又は届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならないこととした（盛土規制法第49条）。これを受け、主務省令で定める事項について、以下のとおり定める。

ア 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日

ウ 工事施行者の氏名又は名称

エ 現場管理者の氏名又は名称

オ 宅地造成等に関する工事を行う区域の見取図

カ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

キ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

ク 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

ケ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

コ 工事関係者の連絡先

サ 許可又は届出を担当した都道府県の部署の名称及び連絡先

⑰ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部改正

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「畜舎省令」という。）第69条各号においては、畜舎等の建築等及び利

用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）に規定する畜舎建築利用計画の認定に当たり、適合させなければならない法律の規定を列挙しているところ、改正法による改正後の宅地造成等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項を畜舎省令第69条に追加する等の改正を行う。

Ⅱ. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案関係

（1）建築基準法施行規則の一部改正

整備政令において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条各号に列挙する建築基準関係規定に改正法による改正後の宅地造成等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項が追加されたことに伴い、これらの規定が適用される建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認の申請に際し、当該規定に適合することの確認に必要な図書を添付しなければならないこととする。

（2）都市計画法施行規則及び都市再生特別措置法施行規則の一部改正

- ① 改正法における都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正により、宅造区域内における宅地造成又は特定盛土等及び特盛区域内における特定盛土等に関する工事の許可を要する開発行為について、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを許可の要件とすることとした。これを受け、当該開発行為に関する許可の申請において、申請書に資金計画を記載することとする旨の都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）の改正を行う。
- ② 改正法における都市計画法の改正により、宅造区域内における宅地造成又は特定盛土等及び特盛区域内における特定盛土等に関する工事の許可を要する開発行為について、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があることを許可の要件とすることとした。これを受け、当該開発行為における工事施行者の変更について、その氏名若しくは名称又は住所の変更に限って、軽微な変更とする旨の都市計画法施行規則の改正を行う。
- ③ 盛土規制法により、宅造区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等及び特盛区域内において行われる特定盛土等に関する工事について、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなすこととした（盛土規制法第15条第2項及び第34条第2項）。これを受け、都市計画法施行規則及び都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号）で定める開発行為許可申請書の備考欄に、宅造区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等及び特盛区域内において行われる特定盛土等に関する工事については、都市計画法の開発許可を受ける

ことにより、盛土規制法の許可を受けたものとみなす旨を追加する等の改正を行う。

④ 改正法における都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の改正により、指定都市及び中核市以外の市町村が、立地適正化計画に宅地被害防止事業を行う必要がある区域及び当該事業に関する事項を記載して公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって盛土規制法第2章から第4章まで、第7章及び第8章の規定に基づく事務（宅地造成等関係行政事務）を処理することができるとした。これを受け、宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、改正後の宅地造成等施行規則において都道府県知事が行うとされている事務の規定の適用において、都道府県知事とみなすとともに、市町村長が当該事務を処理する市町村は都道府県とみなす旨の都市再生特別措置法施行規則の改正を行う。

（3）その他

その他所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年3月下旬

施 行：令和5年5月26日（改正法の施行の日）